

Press Release

報道関係者 各位

令和6年6月27日

【照会先】

年金局（代表電話）03(5253)1111

事業管理課

国民年金適用収納専門官 鈴木（内線 3664）

（直通電話）03(3595)2730

事業企画課調査室長補佐 東郷（内線 3582）

日本年金機構国民年金部長 高橋

（直通電話）03(6892)0762

令和5年度の国民年金の加入・保険料納付状況を公表します

～昨年度に引き続き、国民年金第1号被保険者の最終納付率80%超を継続～

厚生労働省では、このほど、令和5年度の国民年金の加入・保険料納付状況を取りまとめましたので公表します。

国民年金保険料の納付率は、納付義務がどれだけ果たされているか、という納付状況を見るための指標であり、納付対象月数に対する納付月数の割合として算出しています。

本資料では、未納分を遡って納付できる過去2年分を集計した「最終納付率」等についてまとめています。

- ◇ 第1号被保険者の令和5年度最終納付率（令和3年度分保険料）^{（注1）}は、83.1%
・ 前年度から2.4ポイント増加し、平成24年度最終納付率（平成22年度分保険料）64.5%から18.5ポイント増加し、11年連続で上昇。

注1）令和5年度最終納付率：令和3年4月分～令和4年3月分の保険料納付対象月数のうち、令和6年4月末までに納付された月数の割合。

- ・ 統計を取り始めた平成16年度最終納付率（平成14年度分保険料）以降、最高値
- ・ 現年度納付率（令和5年度分保険料）は77.6%（前年度から1.6ポイント増）となっており、平成23年度の現年度納付率（平成23年度分保険料）から12年連続で上昇している。

- ◇ 国民年金第1号被保険者が減少する中、納付月数は7,701万か月と昨年度より約40万か月増加、全額免除・猶予者は596万人と令和4年度より11万人減少。

- ◇ 令和5年度末の未納者^{（注2）}は、79万人であり、前年度より10万人減少。
なお、厚生年金保険被保険者（第1号厚生年金被保険者の収納率は98.7%）、国民年金第3号被保険者等も含めた公的年金加入対象者全体でみると、未納者は約1%（別添資料1及び2）

注2）未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月（令和4年4月～令和6年3月）の保険料が未納となっている者。

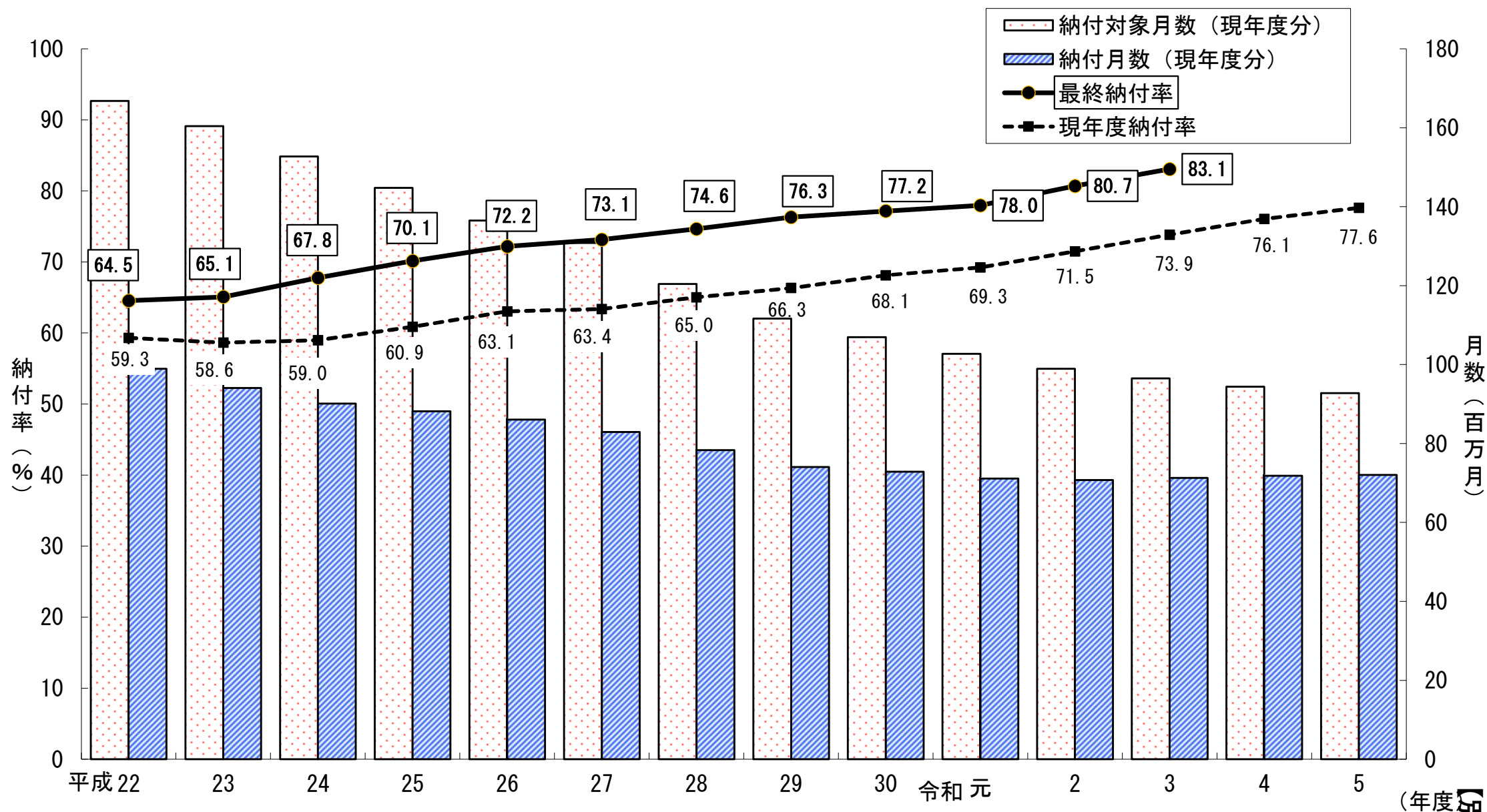
- ◇ 日本年金機構（平成22年1月発足）では、発足当初60%台であった最終納付率について、80%台の安定的確保とその持続的向上を目指して以下の取組を実施した結果、最高値を更新（2年連続で80%台）（別添資料3及び4）

（令和5年度の主な取組）

- ・ 口座振替やクレジットカード納付、コンビニでの納付の促進、スマートフォンアプリ決済サービスでの納付の導入等による保険料を納めやすい環境づくり
- ・ 年齢や所得、未納月数等、未納者の属性に応じて効果的に納付書、催告状等の送付
- ・ 納付督促や免除等勧奨業務を受託する事業者との連携強化
- ・ 他の都道府県に比べ納付率が低い沖縄県の「沖縄プロジェクト」^{（注3）}や未納者数が多い20か所の年金事務所の体制整備等を継続して実施

注3）沖縄県の最終納付率（令和3年度分保険料）は80.4%となっており、日本年金機構が発足した平成24年度最終納付率（平成22年度分保険料）の44.4%から36.0ポイント増となっている。

国民年金第1号被保険者の保険料納付率推移（日本年金機構発足後）



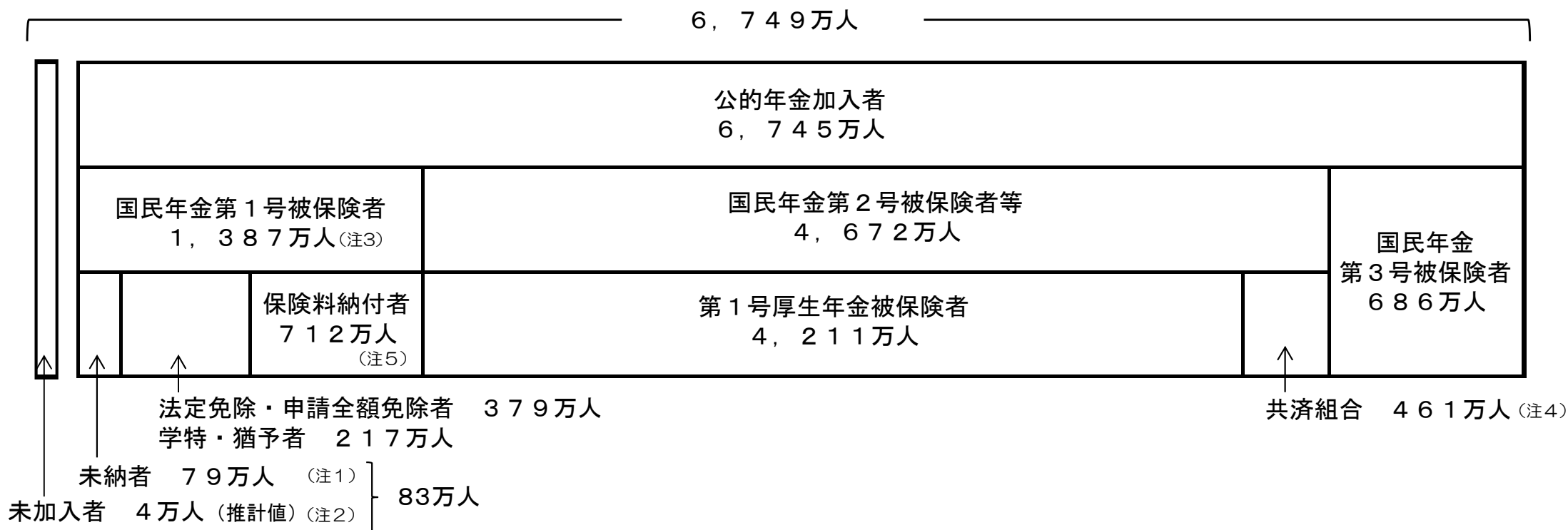
【別添資料1】

注1 納付率（％）＝ $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれていない。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度分の保険料として納付されたものを加えた納付率である。

<参考> 公的年金加入者の状況（令和5年度末）



- 注1) 未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月（令和4年4月～令和6年3月）の保険料が未納となっている者。
- 2) 令和4年公的年金加入状況等調査の結果による推計値。
- 3) 令和6年3月末現在。国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者（21万人）が含まれている。
- 4) 令和5年3月末現在。共済組合は、第2～4号厚生年金被保険者。
- 5) 保険料納付者の人数は、国民年金第1号被保険者数から未納者数、法定免除・申請全額免除者数及び学特・猶予者数を単純に差し引いて算出したもの。
- 6) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

国民年金保険料収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

※納付月数のうち現年度納付月数

- 口座振替納付の電子申請の導入（R6. 3～）
（利用状況）
R3年度 R4年度 R5年度
3,058万月 → 2,998万月 → 2,917万月

- クレジットカード納付の導入（H20. 2～）
（利用状況）
R3年度 R4年度 R5年度
497万月 → 548万月 → 587万月

- 2年前納制度の導入
・ 口座振替による2年前納制度の導入（H26. 4～）
（利用状況）
R3年度 R4年度 R5年度
29万月 → 27万月 → 31万月
・ 現金及びクレジットカードでの2年前納制度の導入（H29. 4～）
（利用状況）
R3年度 R4年度 R5年度
15万月 → 17万月 → 17万月

- コンビニ納付の導入（H16. 2～）
（利用状況）
R3年度 R4年度 R5年度
2,067万月 → 2,142万月 → 2,108万月

- インターネット納付の導入（H16. 4～）
（利用状況）
R3年度 R4年度 R5年度
735万月 → 743万月 → 888万月

- スマートフォン決済アプリ納付の導入（R5. 2～）
（利用状況）
R4年度 R5年度
13万月 → 225万月

未納者

市町村からの所得情報

（令和2年度以降は、情報提供ネットワークシステムから取得）

強制徴収

納付督促

免除等勧奨

納付督促の実施

- ・ 質の向上
- ・ 効率化

文書

R3年度 3,657万件
R4年度 3,875万件
R5年度 3,826万件

電話

R3年度 2,102万件
R4年度 1,944万件
R5年度 1,873万件

戸別訪問（面談）

R3年度 229万件
R4年度 423万件

督促度
重なる
応じないも

強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

※控除後所得300万円以上かつ7月以上保険料を滞納している方が対象

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最終催告状	2,117件	189,009件	176,779件
督促状	15件	133,476件	102,238件
財産差押	46件	12,784件	30,789件

・ 最終催告状、督促状、財産差押の件数は当該年度に着手した件数

○ 国税庁への強制徴収委任

〔基準〕 所得1,000万円以上かつ滞納月数13月以上（H27. 10～）

〔実績〕 R3年度 0件 → R4年度 10件 → R5年度 86件

○ 納付督促の外部委託（H17. 10～）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文書	848万件	1,027万件	972万件
電話	2,068万件	1,918万件	1,841万件
戸別訪問	223万件	409万件	
合計	3,139万件	3,354万件	2,813万件

※令和5年5月以降、外部委託による戸別訪問は実施していない。

免除等の周知・勧奨

- ・ 免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- 納付猶予対象者の拡大（H28. 7～）
- 申請免除の簡素化（①所得に係る税未申告者の申請手続きの簡素化H26. 10～
②失業等による特例免除の添付書類の簡素化R5. 3～）
- 免除の遡及期間の見直し（H26. 4～）
- 免除委託制度開始（H28. 4～）
- マイナポータルを利用した免除等申請手続きの開始（R4. 5～）

普及・啓発活動等

○ 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

○ 学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進

○ ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

【別添資料3】

国民年金の適用促進・保険料収納対策（１／２）

施策	令和５年度の主な取組実績
確実な適用の実施	○20歳到達者について職権による適用を速やかに実施（99万人）するとともに、若年層の納付率向上に向け、電話番号が収録された方に対して、電話による納付、前納、口座振替、学生納付特例、免除・猶予制度の案内を実施（5.2万人）。 ○34歳、44歳及び54歳到達者のうち、海外から転入された方で、基礎年金番号が付番されていない方等に対して届出勧奨及び第１号被保険者として職権による適用を実施（2.3万人）。 また、Ｊ－ＬＩＳ及び厚生労働省との連携により、海外から転入された方等を早期に適用するためのシステムについて、令和６年度の稼働に向け開発に着手。 ○退職者及びその被扶養配偶者に対し、種別変更事由発生日から２か月後に届出勧奨を行うとともに、届出がされない場合は、職権による適用を実施（115.5万人）し、早期に適用するためのシステムを開発。
関係機関との連携	○機構が作成した市区町村担当者向け資料の制度改正内容の反映等を行うとともに、研修を実施しお客様への適切な案内を依頼（1,441回）。隔月で情報誌「かけはし」を作成し情報提供を実施。 また、雇用保険説明会での制度周知や、電子申請に係るリーフレットの窓口備え付け依頼等、ハローワークとの協力連携を実施。
無年金者 低年金者 への対応	○強制加入期間内で受給資格期間を満たすことができない方への任意加入勧奨について、60歳から64歳に到達する方で、65歳まで任意加入することで受給資格要件を満たす方に勧奨を実施（９千人）し、令和５年度中に任意加入し納付した人は699人となった。 ○追納勧奨について、下記の対象者に追納勧奨を実施（818.9万人）し、令和５年度中に追納をした人は19.7万人となった。 ・保険料に加算額が上乗せされる前である免除等承認後２年目の期間を有する方 ・免除等承認後、追納可能な期限（10年）の直前となる９年目の期間を有する方
外国人の 適用対策	○法務省出入国在留管理庁から提供される特定技能外国人等の情報を基に、第１号被保険者として適用すべき方573人（自主的に届出された方を除く）について、職権による適用を実施。 ○外国人に対して分かりやすい制度説明を行うため、14か国語版の「国民年金制度の仕組み」や「公的年金制度のご案内」などの制度周知用パンフレット等を活用し、機構ホームページの案内を充実させるとともに、制度周知について市区町村と連携を実施。
納めやすい環境の整備	○口座振替及びクレジットカード納付、インターネットバンキング等による電子納付の利用促進に努めた結果、当該納付方法による納付月数の割合が増加。 ○口座振替実施率は33.7%（対前年度比▲0.5 p t）。 クレジットカード納付実施率は7.7%（対前年度比＋0.4 p t）。 口座振替・クレジットカード納付実施率の合計は41.4%（対前年度比▲0.1 p t）。 ○口座振替及びクレジットカード納付の利用促進のため、文書による口座振替等の勧奨の実施及び勧奨後にも申出のない方への電話による後追い勧奨等を実施。 ○国民年金保険料納付書に印字されたバーコード情報をスマートフォンの決済アプリから読み取ることによりクレジットカードや第三者型前払式支払手段（いわゆる「〇〇ペイ」）で国民年金保険料を納付することができる仕組みについて、令和５年度は129.3万件（285.8万月）利用。また、コンビニエンスストアでの納付、インターネットバンキング等による電子納付、クレジットカードによる納付について、納付書の裏面及び納付書に同封するチラシに説明を記載することにより周知を図り、その利用促進に努めた。

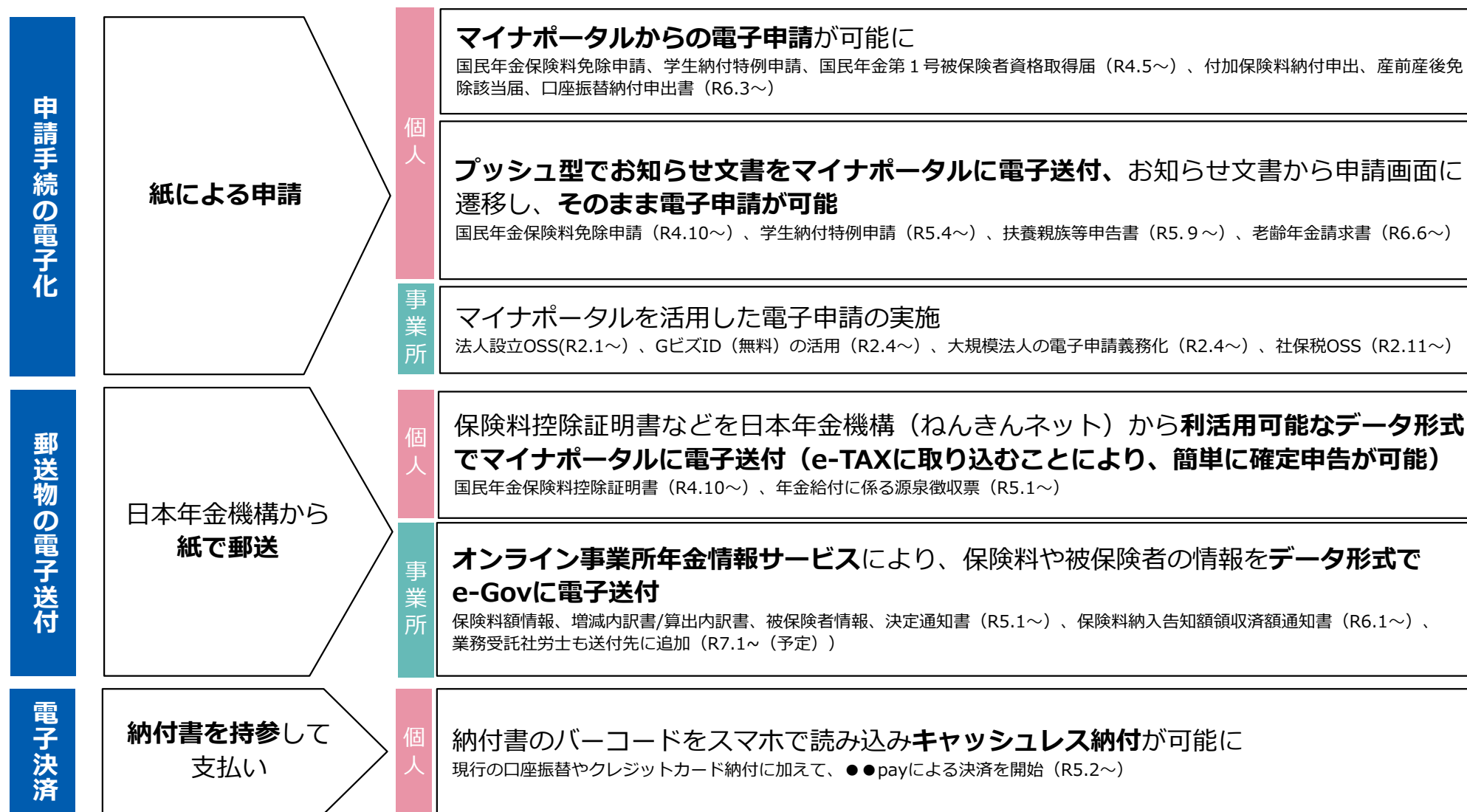
国民年金の適用促進・保険料収納対策（２／２）

施策	令和５年度の主な取組実績
収納対策	①若年者に対する納付督促 ○20歳到達前の事前お知らせについて、世帯主にも納付メリットを訴求するパンフレットを同封のうえ送付。 また、納付方法や学生納付特例制度の手続等の説明動画を機構公式X（旧Twitter）に掲載するなどの周知を図るとともに、未納者には納付状況に応じた専用の催告文書の送付、世帯主にも内容確認いただけるよう工夫した送付用封筒を使用した納付督促を実施する等の取組を実施。若年者に焦点をあてた取組の結果、20歳資格取得後の納付率は71.7%（対前年比+2.1 p t）と前年度を上回った。 ②未納者属性に応じた収納対策の推進 ○所得・扶養情報を基に、全額免除・一部免除・納付猶予等に該当することが見込まれる未納者に対して、申請書の送付による免除勧奨を実施。また、一部免除が承認されながら未納となっている方に対して、専用の催告文書による納付督促を実施。 ○今年度から新たに未納となった者（1か月未納者及び3か月未納者）に対して、早期に未納解消を図るため、催告文書を本部から一律に送付するとともに、新たに未納となった方（新規1か月未納者）には、個別の状況に応じた催告文書を送付。 ○外国人の未納者について、専用の催告文書や封筒の開封を促すための送付用封筒の作成・送付を実施。 ○50歳台の24か月未納者に対し、今後納付した場合に増える年金額等を記載した別紙を特別催告状とともに送付。 ○マイナポータルとねんきんネットを認証連携済みであり全額免除・納付猶予の対象となり得る方（1.8万人）に対し、申請書の電子送付による免除勧奨を実施。 ③地域の実情を踏まえた対策 ○沖縄県については、引き続き、電話や戸別訪問による納付勧奨を効果的に実施するなど、納付率向上に向けた取組を行った結果、現年度納付率は、71.1%（対前年比+0.6 p t）となり向上。 ○未納者の多い年金事務所（20か所）については、2課制の導入による事務分担の明確化及び正規職員の増員による体制強化を踏まえ、効果的な取組を継続して実施した結果、20か所の年金事務所の現年度納付率は前年度の74.2%から76.3%と向上。
強制徴収	○令和6年3月末までに17.7万人に対して最終催告状を送付した上で、なお自主的に納付しない方については、着実に滞納処分を実施。令和5年度に送付した最終催告状に係る納付対象月数165.0万月の内、納付月数は97.1万月であり、この結果、獲得納付率は58.8%となった。 ○督促状送付対象者のうち、控除後所得1,000万円以上かつ滞納月数13月以上の国税委任要件に該当する方に対し、令和6年3月末までに新規委任86件を国税庁へ滞納処分等の権限委任を実施。

年金手続のデジタル化の推進（各種申請手続、情報提供、決済手段）

- これまで紙による申請や紙での郵送のみであった年金手続について、順次、デジタル化を進めている。（※）
- あわせて、国民年金保険料についてスマホアプリによりキャッシュレス納付できる環境整備に取り組んでいる。

※事業所にかかる主要7届書（資格取得届等）における電子申請割合は70.4%（令和6年3月末）となり、令和元年度23.9%から46.5%上昇



令和5年度の国民年金の加入・保険料納付状況

～ 令和5年度の最終納付率は83.1% ～

【目次】

I 令和5年度の被保険者の状況

- 1 国民年金被保険者の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 第1号被保険者の動向
 - (1) 第1号被保険者の資格取得者数の状況・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 第1号被保険者の年齢構成の変化・・・・・・・・・・ 2

II 令和5年度の保険料納付状況

- 1 保険料納付状況
 - (1) 納付率等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 納付月数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (3) 年齢階級別の納付率等・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

III 地域別の保険料納付状況

- (1) 都道府県別の保険料納付状況・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 市区町村規模別の保険料納付状況・・・・・・・・・・ 9

(参考1) 都道府県別全額免除・猶予割合の変化・・・・・・・・ 10

(参考2) 現年度納付率に係る状況

- 1 保険料納付状況（現年度分）
 - (1) 納付率等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (2) 年齢階級別現年度納付率等・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 現年度納付率の変化に係る分析
 - (1) 被保険者属性別の現年度納付率の変化・・・・・・・・ 13
 - (2) 現年度納付率の変化の影響度・・・・・・・・・・・・ 14

令和6年6月

厚生労働省年金局

I 令和5年度の被保険者の状況

1 国民年金被保険者の動向

- 国民年金第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）は、令和5年度末で1,387万人と、前年度末と比べ18万人減少している。
- 令和5年度末の公的年金加入者数は6,745万人となっている。このうち、未納者数は79万人となっている。

表1 国民年金被保険者数の動向

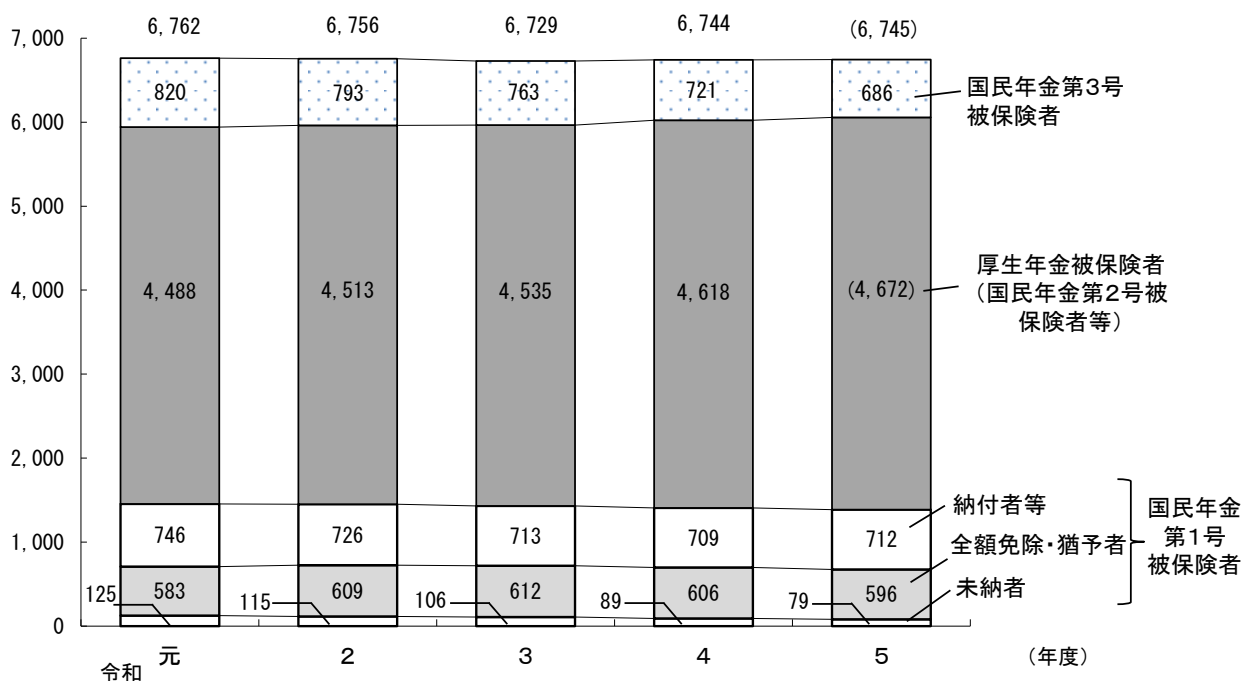
	第 1 号 被 保 険 者 (任意加入含む)	第 1 号被 保 険 者											任意加入 被 保 険 者	厚生年金被 保 険 者 (第 2 号被 保 険 者等)	(再掲) 厚生年金保 (第1号) 被 保 険 者		第 3 号 被 保 険 者
		(再掲)	全額免除・猶予者					(再掲) 一部免除者				(再掲) 産前産後 免除者			短時間 労働者		
			法 定 免 除 者	申 請全額 免 除 者	学 生納付 特 例 者	納 付 猶 予 者		申 請3/4 免 除 者	申 請半額 免 除 者	申 請1/4 免 除 者							
平成30年度	1,471	1,452	574	135	205	179	55	40	20	13	7	-	19	4,428	3,981	43	847
令和元年度	1,453	1,434	583	136	212	180	55	41	20	13	7	1	19	4,488	4,037	47	820
2	1,449	1,431	609	139	235	177	58	36	19	11	6	1	19	4,513	4,047	53	793
3	1,431	1,412	612	141	241	171	59	35	18	11	6	1	19	4,535	4,065	57	763
4	1,405	1,385	606	143	240	166	58	33	17	10	6	1	20	4,618	4,157	82	721
5	1,387	1,367	596	145	233	160	58	32	16	10	6	1	21	(4,672)	4,211	92	686

注1 「厚生年金被保険者（第2号被保険者等）」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権者たる厚生年金被保険者を含む。

注2 令和5年度の（ ）内の数値は、第2～4号厚生年金被保険者数を令和4年度末の実績とした場合の暫定値である。

図1 公的年金加入者数の推移

(単位：万人)



注1 未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月（令和4年4月～令和6年3月）の保険料が未納となっている者。

注2 納付者等の人数は国民年金第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）から未納者数、全額免除・猶予者数を差し引いて算出したもの。

注3 令和5年度の（ ）内の数値は、第2～4号厚生年金被保険者数を令和4年度末の実績とした場合の暫定値である。

注4 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

2 第1号被保険者の動向

(1) 第1号被保険者の資格取得者及び資格喪失者の数の状況

- 令和5年度の資格取得者数は482万人、資格喪失者数は500万人となっている。
- 例年、資格喪失者の数が資格取得者数を上回るため、第1号被保険者の数は減少傾向にある。

表2 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数及び資格喪失者数

(単位：万人)

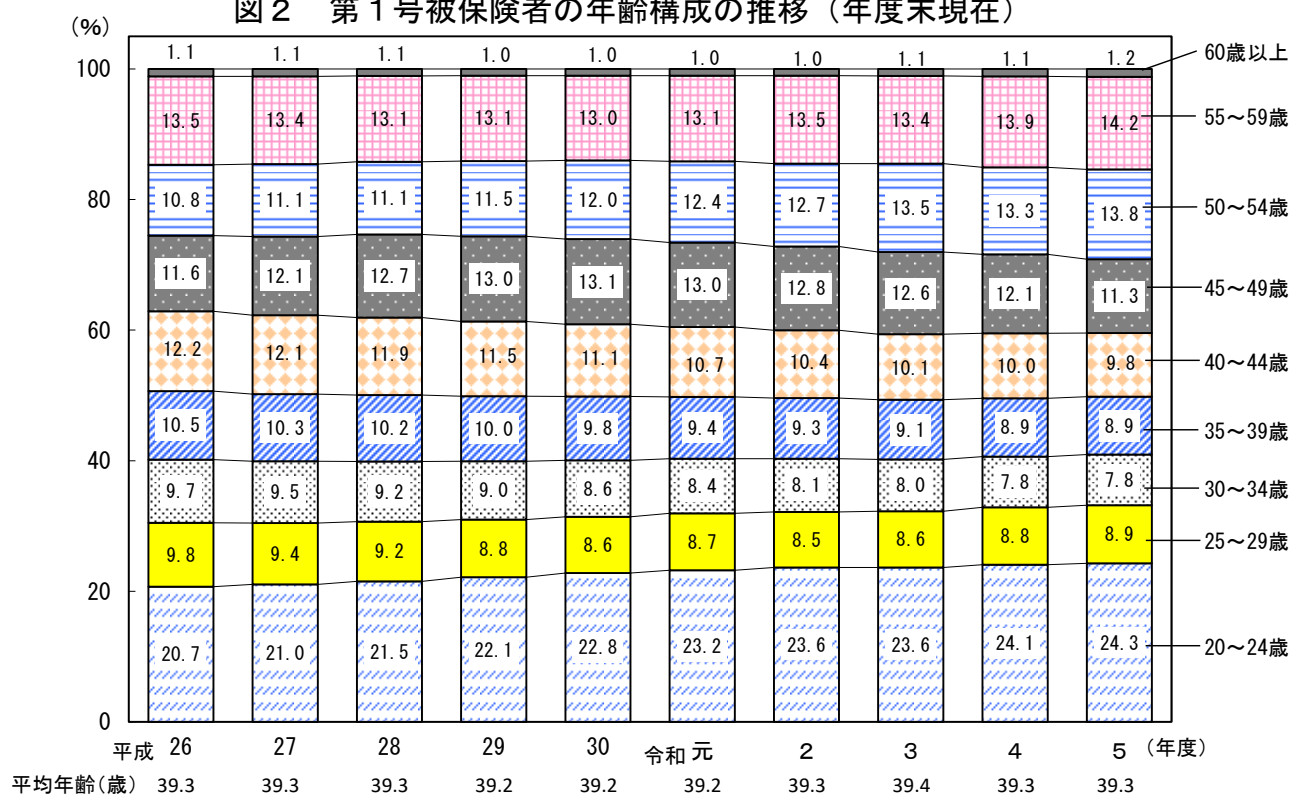
	第1号被保険者数 (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再掲)			資格喪失者数 (年度累計)
				第2号からの移行者等	第3号からの移行者	20歳到達者	
令和元年度	1,453	505	34.7	345	46	109	523
2	1,449	459	31.6	310	44	102	463
3	1,431	437	30.6	291	42	100	456
4	1,405	473	33.7	328	40	100	500
5	1,387	482	34.8	340	39	99	500

注 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

(2) 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 令和5年度末の第1号被保険者の年齢構成をみると、20～24歳の全体に占める割合が24.3%と最も大きく、次に55～59歳が14.2%となっている。

図2 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



注1 第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。

注2 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

Ⅱ 令和5年度の保険料納付状況

1 保険料納付状況

(1) 納付率等の推移

- 国民年金保険料の納付率は、納付義務がどれだけ果たされているか、という納付状況を見るための指標であり、納付対象月数に対する納付月数の割合として算出している。
- 納付状況の途中経過を示すものとして、現年度納付率、過年度1年目納付率があるが、最終的な納付状況を見るための指標としては最終納付率（過年度2年目納付率）が適当。

○ **令和5年度最終納付率（令和3年度分保険料）は83.1%となり、令和4年度最終納付率（令和2年度分保険料）から2.4ポイント伸びている。**

なお、納付対象月数が前年度に比べ減少しているが、これは第1号被保険者数の減少等によるものである。

また、令和5年度最終納付率（令和3年度分保険料）を令和3年度の現年度納付率（令和3年度分保険料）と比較すると、9.2ポイントの上昇となっている。

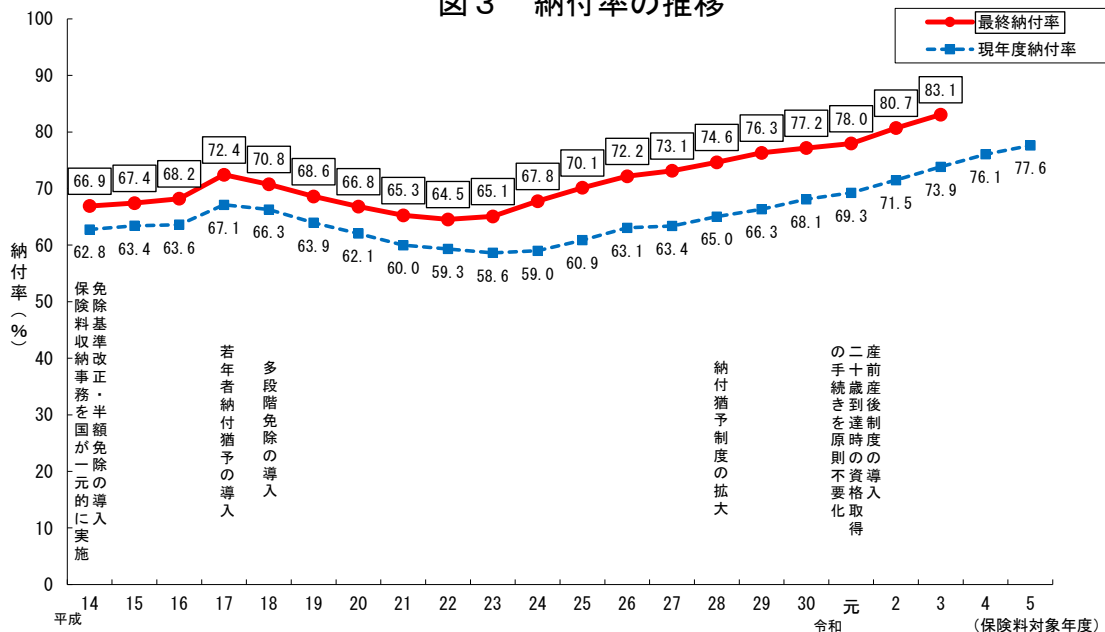
表3 納付率、納付対象月数及び納付月数の推移

（単位：万月）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	平成29年度分保険料	平成30年度分保険料	令和元年度分保険料	令和2年度分保険料	令和3年度分保険料
最終納付率（%）	76.3	77.2	78.0	80.7	83.1
納付対象月数	10,837 (△ 7.4)	10,391 (△ 4.1)	9,959 (△ 4.2)	9,492 (△ 4.7)	9,270 (△ 2.3)
納付月数	8,270 (△ 5.3)	8,018 (△ 3.0)	7,764 (△ 3.2)	7,660 (△ 1.3)	7,701 (0.5)
現年度納付率（%）	令和元年度分保険料 69.3	令和2年度分保険料 71.5	令和3年度分保険料 73.9	令和4年度分保険料 76.1	令和5年度分保険料 77.6

注 納付対象月数及び納付月数の（ ）内数値は、対前年度比（%）である。

図3 納付率の推移



注1 $\text{納付率（\%）} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち実際に納付された月数である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれていない。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度分の保険料として納付されたものを加えた納付率である。

表4 現年度分及び過年度分を加えた納付率の推移

(単位：％)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
令和元年度分保険料	69.25	75.63 (6.38)	77.95 (2.33)		
令和2年度分保険料		71.49	77.79 (6.30)	80.70 (2.91)	
令和3年度分保険料			73.85	81.00 (7.15)	83.08 (2.07)
令和4年度分保険料				76.07	82.78 (6.70)
令和5年度分保険料					77.62

注1 各年度末時点で把握した当該年度分保険料の納付率である。なお、年度末時点とは、翌年度4月末時点のことである。

注2 () 内は前年度からの伸びである。

表5 納付対象月数及び納付月数の推移（過年度分含む）

(単位：万月)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
令和元年度分保険料	納付対象月数	10,273	10,008	9,959		
	納付月数	7,114	7,569	7,764		
令和2年度分保険料	納付対象月数		9,895	9,593	9,492	
	納付月数		7,074	7,463	7,660	
令和3年度分保険料	納付対象月数			9,652	9,336	9,270
	納付月数			7,128	7,562	7,701
令和4年度分保険料	納付対象月数				9,442	9,178
	納付月数				7,183	7,597
令和5年度分保険料	納付対象月数					9,278
	納付月数					7,202

注 各年度末時点で把握した当該年度分保険料の納付対象月数及び納付月数である。なお、年度末時点とは、翌年度4月末時点のことである。

(2) 納付月数の推移

○ 令和5年度中に納付された保険料（現年度分及び過年度分）は7,755万月分であり、そのうち現年度分は7,202万月分、過年度分は553万月分となっている。

表6 納付月数の推移

(単位：万月)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総納付月数	7,917	7,739	7,711	7,814	7,755
現年度分納付月数	7,114	7,074	7,128	7,183	7,202
過年度分納付月数	803	664	583	632	553
前年度分	522	455	388	434	415
前々年度分	281	209	195	198	139

注1 当該年度中に納付された保険料にかかる納付月数である。なお、当該年度中とは、4月～翌年度4月のことである。

注2 前納により納付された月数は保険料対象年度の現年度分納付月数に計上されている。

(3) 年齢階級別の納付率等

○ 令和5年度の最終納付率（令和3年度分保険料）を5歳階級別にみると、おおむね年齢が上がるにつれて高くなっている。令和3年度の現年度納付率（令和3年度分保険料）と比較すると、若い年齢階級での上昇幅が大きい。

図4 年齢階級別最終納付率

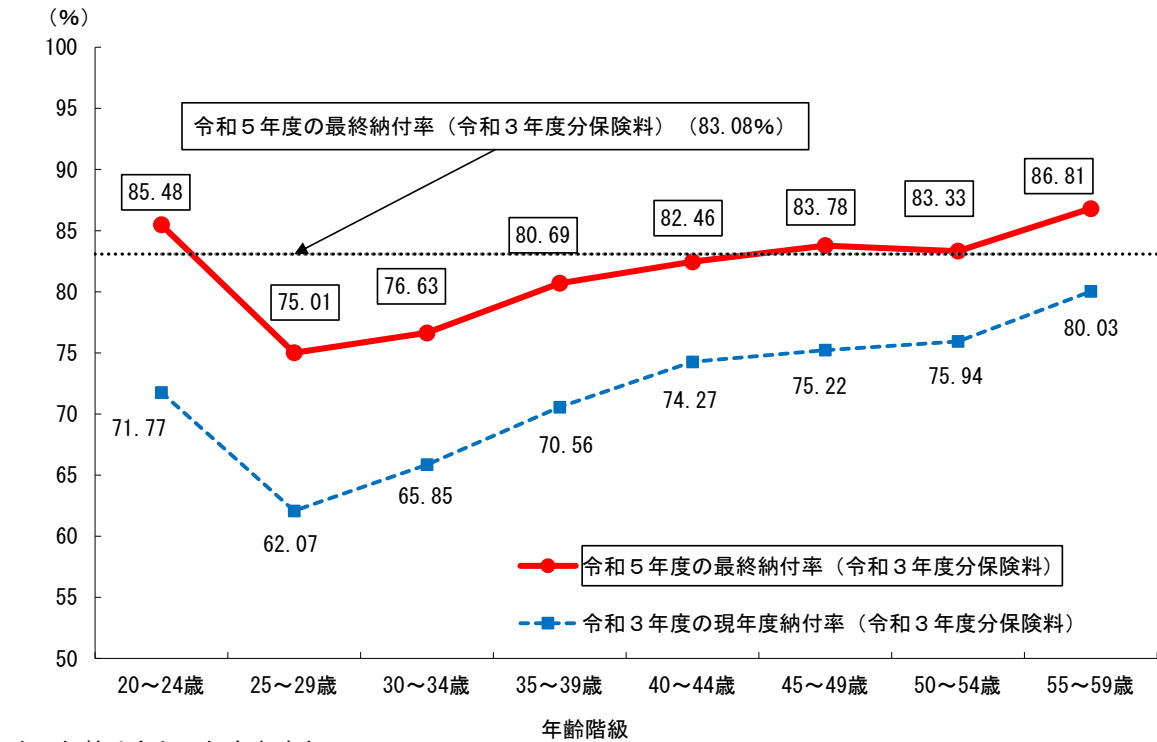


図5 出生年度別最終納付率

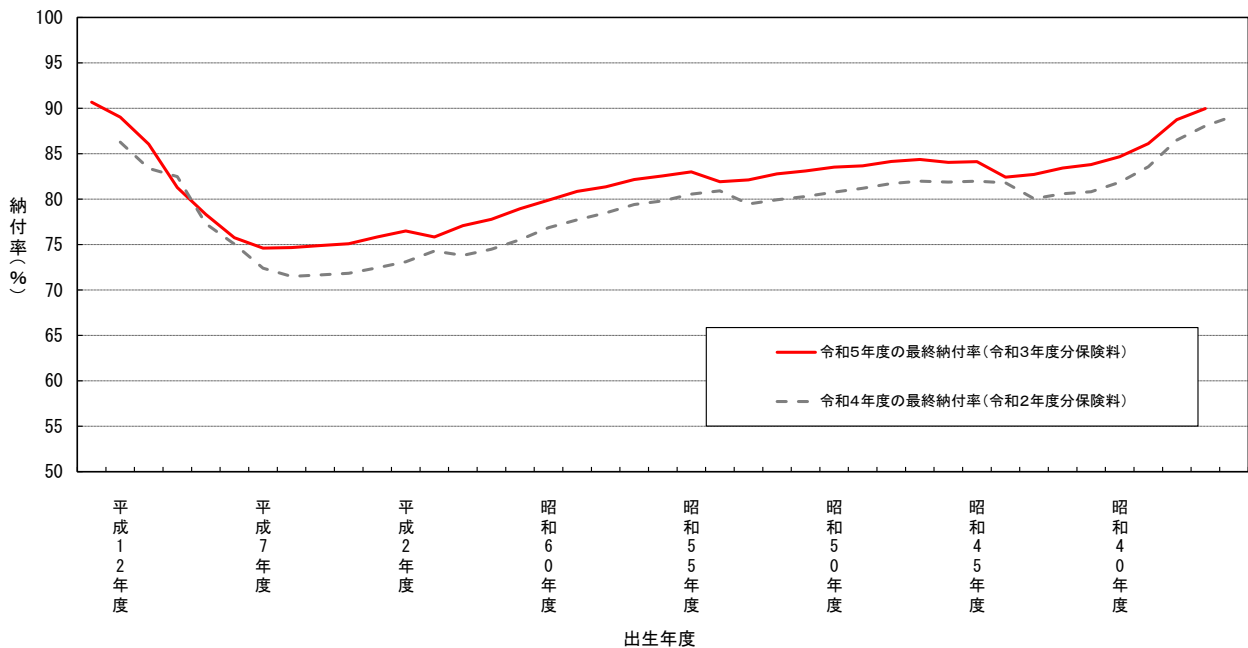


表 7 免除状況別最終納付率等の推移

		総数	定額保険料 納付	一部免除 合計	3/4免除対象	半額免除対象	1/4免除対象
令和元年度 (平成29年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	10,837	10,046	791	368	264	159
	納付月数 (万月)	8,270	7,797	473	252	147	74
	最終納付率 (%)	76.31	77.61	59.81	68.39	55.86	46.51
令和2年度 (平成30年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	10,391	9,651	740	344	246	150
	納付月数 (万月)	8,018	7,558	460	244	143	73
	最終納付率 (%)	77.16	78.31	62.18	70.84	58.25	48.72
令和3年度 (令和元年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	9,959	9,276	683	322	226	135
	納付月数 (万月)	7,764	7,320	444	237	138	69
	最終納付率 (%)	77.95	78.91	65.00	73.55	60.96	51.38
令和4年度 (令和2年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	9,492	8,882	610	297	198	115
	納付月数 (万月)	7,660	7,247	414	225	126	63
	最終納付率 (%)	80.70	81.59	67.76	75.67	63.59	54.46
令和5年度 (令和3年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	9,270	8,706	563	272	184	108
	納付月数 (万月)	7,701	7,317	384	206	118	60
	最終納付率 (%)	83.08	84.05	68.07	75.85	64.02	55.38

注 「定額保険料納付」とは、納付対象月数のうち一部免除（3／4免除、半額免除、1／4免除）以外のもの、すなわち、年度ごとに決められる定額保険料を全額納付すべき月数に係るものである。

Ⅲ 地域別の保険料納付状況

(1) 都道府県別の保険料納付状況

- 保険料の納付状況を都道府県別にみると、令和５年度の最終納付率（令和３年度分保険料）が高かった上位３県は、島根、新潟、富山となっている。反対に低かった下位３都府県は、大阪、東京、埼玉となっている。
- 前年度の最終納付率との変化に着目すると、全ての都道府県で上昇している。
- 最終納付率の上昇幅が大きかった上位３県は、沖縄、大阪、神奈川となっている。

表８ 都道府県別最終納付率の変化

都道府県	令和４年度最終納付率 (令和２年度分保険料)				令和５年度最終納付率 (令和３年度分保険料)				納付率の変化	
	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	順位	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	順位	(%)	順位
全 国	9,492	7,660	80.70		9,270	7,701	83.08		2.38	
北海道	340	276	80.99	34	331	275	83.11	35	2.12	18
青森県	79	66	83.72	23	76	65	85.60	24	1.88	24
岩手県	74	66	88.41	5	71	64	90.04	5	1.63	38
宮城県	152	127	83.25	27	149	127	85.15	27	1.90	23
秋田県	54	47	88.11	6	52	46	89.26	7	1.16	47
山形県	65	58	88.65	4	62	56	90.10	4	1.44	42
福島県	111	93	83.64	26	107	92	85.65	23	2.01	22
茨城県	231	181	78.39	43	224	181	80.66	43	2.28	13
栃木県	147	115	78.50	41	142	115	81.27	41	2.78	5
群馬県	152	122	80.28	36	146	121	82.45	37	2.17	16
埼玉県	621	484	77.98	44	610	489	80.15	45	2.18	15
千葉県	498	396	79.50	38	489	402	82.30	38	2.80	4
東京都	1,397	1,076	77.01	45	1,368	1,091	79.77	46	2.76	6
神奈川県	768	615	80.15	37	756	628	83.13	34	2.98	3
新潟県	136	122	89.95	2	132	121	91.26	2	1.31	45
富山県	65	58	89.38	3	63	57	90.81	3	1.43	43
石川県	75	66	87.64	7	74	66	89.42	6	1.78	29
福井県	47	41	87.32	8	46	41	88.93	8	1.61	39
山梨県	64	56	86.48	11	62	55	87.84	12	1.36	44
長野県	152	131	86.39	12	148	131	88.18	11	1.79	27
岐阜県	149	127	85.21	14	145	126	87.30	13	2.09	21
静岡県	263	223	84.86	17	254	221	87.01	14	2.15	17
愛知県	587	480	81.86	30	574	485	84.54	29	2.67	7
三重県	130	109	83.67	25	127	109	85.76	22	2.09	20
滋賀県	96	82	84.94	16	95	82	86.73	17	1.80	26
京都府	198	163	82.45	28	194	164	84.78	28	2.33	11
大阪府	686	513	74.72	47	671	521	77.71	47	2.99	2
兵庫県	386	314	81.47	33	378	317	83.87	31	2.39	9
奈良県	96	81	84.15	20	95	82	85.89	20	1.74	31
和歌山県	74	64	86.83	9	72	63	88.47	10	1.64	36
鳥取県	32	28	86.80	10	31	28	88.47	9	1.67	34
島根県	35	31	90.78	1	34	31	92.08	1	1.30	46
岡山県	119	100	83.91	22	118	101	85.60	25	1.69	32
広島県	183	155	84.71	19	179	155	86.83	16	2.12	19
山口県	80	68	85.24	13	78	67	87.00	15	1.76	30
徳島県	47	39	81.53	32	46	38	83.17	33	1.65	35
香川県	61	52	84.97	15	60	52	86.52	18	1.55	40
愛媛県	85	72	83.94	21	83	71	85.79	21	1.85	25
高知県	47	40	84.73	18	46	40	86.24	19	1.51	41
福岡県	342	269	78.48	42	337	272	80.77	42	2.29	12
佐賀県	53	44	83.72	24	52	44	85.39	26	1.67	33
長崎県	87	69	79.22	40	83	68	81.56	40	2.34	10
熊本県	119	96	80.88	35	115	95	82.66	36	1.78	28
大分県	63	50	79.49	39	61	50	81.94	39	2.45	8
宮崎県	65	53	81.68	31	63	53	83.87	30	2.19	14
鹿児島県	89	73	82.08	29	86	72	83.72	32	1.64	37
沖縄県	91	69	76.28	46	86	69	80.44	44	4.16	1

表9 都道府県別の保険料納付状況

都道府県	最終納付率 (令和3年度分保険料)				過年度1年目納付率 (令和4年度分保険料)				現年度納付率 (令和5年度分保険料)	
	納付率 (%)	順位	前年度からの伸び (ポイント)		納付率 (%)	順位	前年度からの伸び (ポイント)		納付率 (%)	順位
全 国	83.08		2.07		82.78		6.70		77.62	
北海道	83.11	35	2.23	11	82.40	36	6.71	16	77.00	35
青森県	85.60	24	2.33	7	85.14	21	6.58	17	80.34	22
岩手県	90.04	5	1.81	33	89.49	5	5.89	28	84.15	6
宮城県	85.15	27	1.87	29	84.74	25	6.78	15	79.45	27
秋田県	89.26	7	1.63	42	88.77	7	5.64	35	84.48	5
山形県	90.10	4	1.67	37	89.61	4	5.48	39	85.01	4
福島県	85.65	23	2.14	15	85.12	22	7.15	8	79.89	24
茨城県	80.66	43	1.99	22	80.31	42	6.38	22	75.84	40
栃木県	81.27	41	2.28	8	81.15	41	6.93	13	76.61	38
群馬県	82.45	37	2.08	17	82.43	35	6.37	23	77.70	34
埼玉県	80.15	45	1.99	23	79.88	46	6.56	18	75.03	43
千葉県	82.30	38	2.14	16	82.35	37	7.02	10	77.74	33
東京都	79.77	46	1.88	28	79.98	45	7.18	6	74.86	44
神奈川県	83.13	34	2.21	12	83.22	31	6.96	12	78.29	31
新潟県	91.26	2	1.40	44	90.86	2	4.89	45	86.72	1
富山県	90.81	3	1.18	46	90.45	3	4.38	47	86.58	2
石川県	89.42	6	1.49	43	89.12	6	5.45	40	84.10	8
福井県	88.93	8	1.65	40	88.20	10	5.31	42	83.44	10
山梨県	87.84	12	1.39	45	87.29	12	5.64	36	82.88	12
長野県	88.18	11	1.81	32	87.90	11	5.65	34	83.65	9
岐阜県	87.30	13	1.65	39	86.80	13	5.03	44	81.91	13
静岡県	87.01	14	1.83	30	86.42	15	5.55	37	81.41	16
愛知県	84.54	29	2.07	18	84.17	29	6.01	25	78.98	29
三重県	85.76	22	1.74	35	84.95	24	5.10	43	80.13	23
滋賀県	86.73	17	1.68	36	86.04	17	5.42	41	81.20	18
京都府	84.78	28	1.89	27	84.49	28	6.48	19	78.97	30
大阪府	77.71	47	2.73	1	77.30	47	8.13	2	71.16	46
兵庫県	83.87	31	2.18	13	83.36	30	6.84	14	77.97	32
奈良県	85.89	20	1.89	26	85.39	20	5.84	30	80.76	19
和歌山県	88.47	10	1.66	38	88.37	8	5.52	38	84.12	7
鳥取県	88.47	9	1.64	41	88.25	9	5.98	26	83.20	11
島根県	92.08	1	1.14	47	91.45	1	4.64	46	86.14	3
岡山県	85.60	25	2.05	20	84.67	26	6.40	21	79.84	25
広島県	86.83	16	1.78	34	86.39	16	5.79	32	81.65	15
山口県	87.00	15	1.83	31	86.61	14	5.89	27	81.69	14
徳島県	83.17	33	2.07	19	82.95	33	6.11	24	79.09	28
香川県	86.52	18	1.91	25	85.91	18	5.67	33	81.37	17
愛媛県	85.79	21	1.99	21	85.07	23	5.83	31	80.63	21
高知県	86.24	19	1.97	24	85.51	19	5.86	29	80.75	20
福岡県	80.77	42	2.62	5	80.09	43	8.08	3	73.89	45
佐賀県	85.39	26	2.15	14	84.65	27	6.42	20	79.72	26
長崎県	81.56	40	2.70	4	81.16	40	7.35	5	75.83	41
熊本県	82.66	36	2.43	6	81.78	38	7.07	9	75.80	42
大分県	81.94	39	2.71	3	81.55	39	7.64	4	76.01	39
宮崎県	83.87	30	2.26	10	82.82	34	6.99	11	76.90	37
鹿児島県	83.72	32	2.27	9	83.21	32	7.16	7	76.97	36
沖縄県	80.44	44	2.73	2	80.03	44	9.53	1	71.09	47

注 「最終納付率（令和3年度分保険料）」及び「過年度1年目納付率（令和4年度分保険料）」の前年度からの伸びは、それぞれ「過年度1年目納付率（令和3年度分保険料）」及び「現年度納付率（令和4年度分保険料）」と比較したものである。

(2) 市区町村規模別の保険料納付状況

- 保険料の納付状況を市区町村の規模別にみると、令和5年度の最終納付率（令和3年度分保険料）は町村が最も高く、政令指定都市及び東京23区で低い傾向が見られる。
- 市区町村の規模別に最終納付率の前年度からの変化をみると、政令指定都市で2.64ポイント、東京23区で2.86ポイント、その他の市で2.28ポイント、町村で1.79ポイントそれぞれ上昇し、全ての市区町村規模で上昇している。

表10 市区町村の規模別最終納付率の変化

	令和4年度最終納付率 (令和2年度分保険料)			令和5年度最終納付率 (令和3年度分保険料)			令和4年度から 令和5年度の変化		
	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	対象月数 の変化率 (%)	納付月数 の変化率 (%)	納付率 の差 (ポイント)
全 国 合 計	9,492	7,660	80.70	9,270	7,701	83.08	△ 2.3	0.5	2.38
政令指定都市	2,113	1,658	78.47	2,076	1,684	81.12	△ 1.8	1.5	2.64
東 京 23 区	1,007	761	75.57	981	770	78.43	△ 2.5	1.2	2.86
そ の 他 の 市	5,599	4,587	81.93	5,464	4,601	84.20	△ 2.4	0.3	2.28
町 村	773	654	84.59	748	646	86.38	△ 3.3	△ 1.2	1.79

(参考1) 都道府県別全額免除・猶予割合の変化

(年度末現在、%)

	全額免除・猶予割合			(参考) 一部免除割合	
	令和4年度①	令和5年度②	差(②-①)	令和4年度	令和5年度
全 国	43.8	43.6	△ 0.2	2.4	2.3
北海道	50.4	50.2	△ 0.2	2.6	2.5
青森県	51.4	51.3	△ 0.1	3.8	3.5
岩手県	44.9	44.3	△ 0.6	2.8	2.5
宮城県	45.8	45.8	0.0	2.3	2.3
秋田県	47.2	47.2	△ 0.0	2.7	2.7
山形県	42.0	41.6	△ 0.4	2.4	2.3
福島県	46.9	47.2	0.2	2.1	2.1
茨城県	40.7	40.9	0.2	2.7	2.5
栃木県	41.2	41.8	0.6	2.3	2.2
群馬県	40.6	40.6	0.0	2.3	2.3
埼玉県	38.8	38.6	△ 0.2	2.1	1.9
千葉県	40.5	40.6	0.1	2.0	2.0
東京都	37.3	37.4	0.1	1.8	1.9
神奈川県	39.0	38.8	△ 0.2	2.0	2.0
新潟県	43.1	42.9	△ 0.3	2.0	1.9
富山県	39.4	38.5	△ 1.0	1.7	1.4
石川県	42.1	41.6	△ 0.5	1.9	1.7
福井県	40.4	40.4	△ 0.1	2.2	1.9
山梨県	41.7	41.3	△ 0.5	2.4	2.3
長野県	38.8	38.7	△ 0.2	2.0	2.0
岐阜県	38.9	38.5	△ 0.3	2.2	1.9
静岡県	39.0	38.5	△ 0.4	2.0	1.9
愛知県	38.3	38.0	△ 0.3	2.0	1.9
三重県	38.2	37.6	△ 0.5	2.0	1.8
滋賀県	43.1	42.1	△ 1.0	2.1	2.1
京都府	48.9	48.4	△ 0.5	2.4	2.3
大阪府	50.1	50.3	0.1	2.6	2.9
兵庫県	48.3	48.0	△ 0.3	2.8	2.7
奈良県	48.3	47.8	△ 0.5	2.4	2.4
和歌山県	47.3	47.1	△ 0.2	3.1	3.2
鳥取県	48.6	47.8	△ 0.8	2.9	2.6
島根県	46.6	45.2	△ 1.4	2.1	2.1
岡山県	47.0	46.4	△ 0.6	2.5	2.3
広島県	45.2	44.7	△ 0.5	2.2	2.1
山口県	45.5	44.8	△ 0.7	2.7	2.5
徳島県	48.9	49.0	0.2	2.8	2.6
香川県	44.8	44.2	△ 0.6	2.3	2.3
愛媛県	48.9	48.8	△ 0.1	3.0	2.7
高知県	50.4	49.9	△ 0.5	3.0	2.9
福岡県	51.0	51.0	△ 0.0	3.1	3.0
佐賀県	46.4	46.4	△ 0.0	3.1	3.1
長崎県	48.3	48.5	0.1	3.3	3.1
熊本県	47.6	47.7	0.1	3.2	2.9
大分県	52.1	52.1	△ 0.0	3.0	3.0
宮崎県	51.5	51.0	△ 0.5	3.9	3.9
鹿児島県	53.3	52.6	△ 0.7	3.6	3.4
沖縄県	64.4	62.7	△ 1.7	3.9	5.4

注1 全額免除・猶予割合(%) = $\frac{\text{法定免除者数} + \text{申請全額免除者数} + \text{学生納付特例者数} + \text{納付猶予者数}}{\text{第1号被保険者数} (\text{任意加入被保険者数を除く})} \times 100$

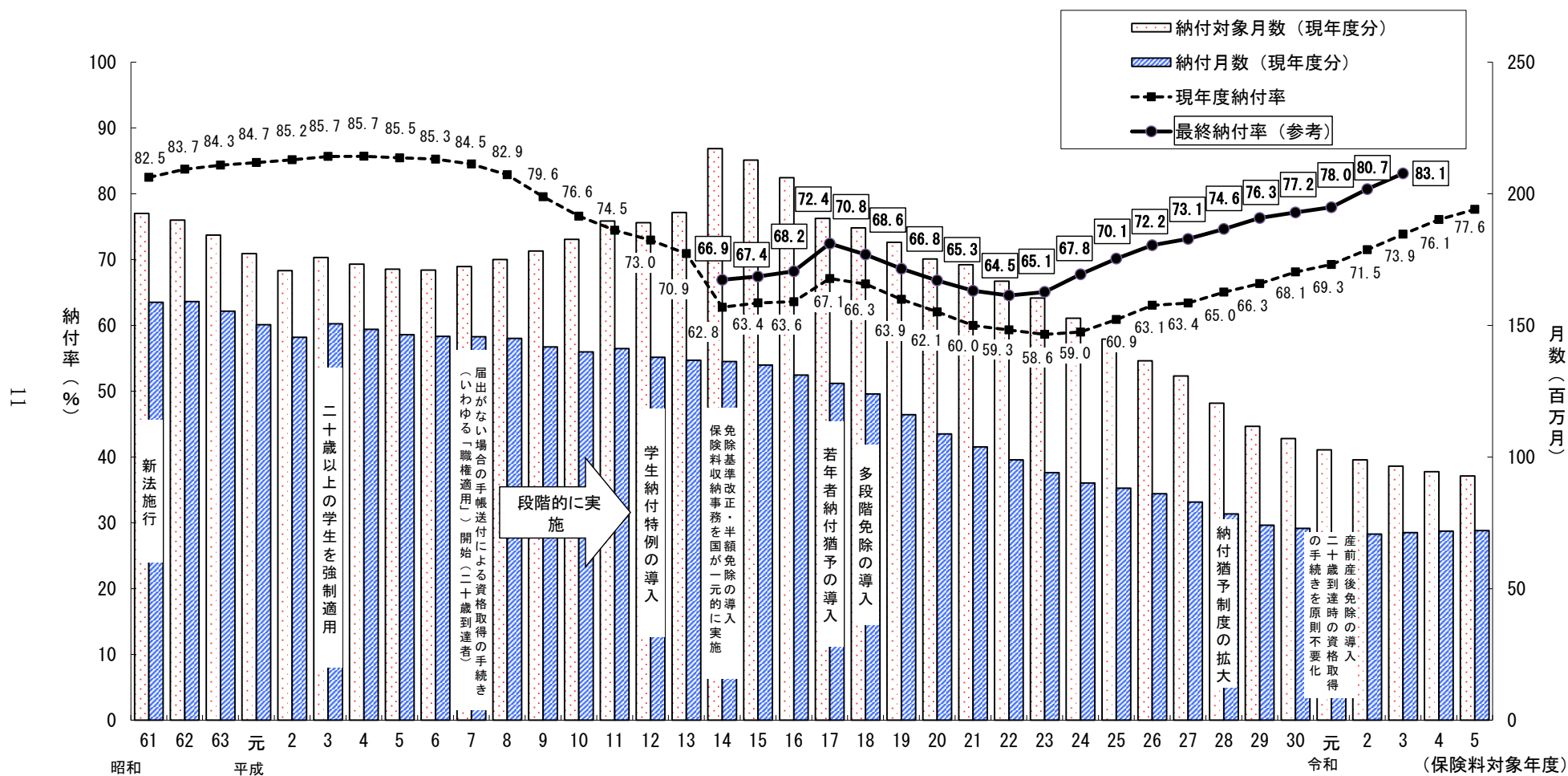
注2 一部免除割合(%) = $\frac{\text{申請3/4免除者数} + \text{申請半額免除者数} + \text{申請1/4免除者数}}{\text{第1号被保険者数} (\text{任意加入被保険者数を除く})} \times 100$

(参考2) 現年度納付率に係る状況

1 保険料納付状況（現年度分）

(1) 納付率等の推移

納付率等の推移



注1 納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

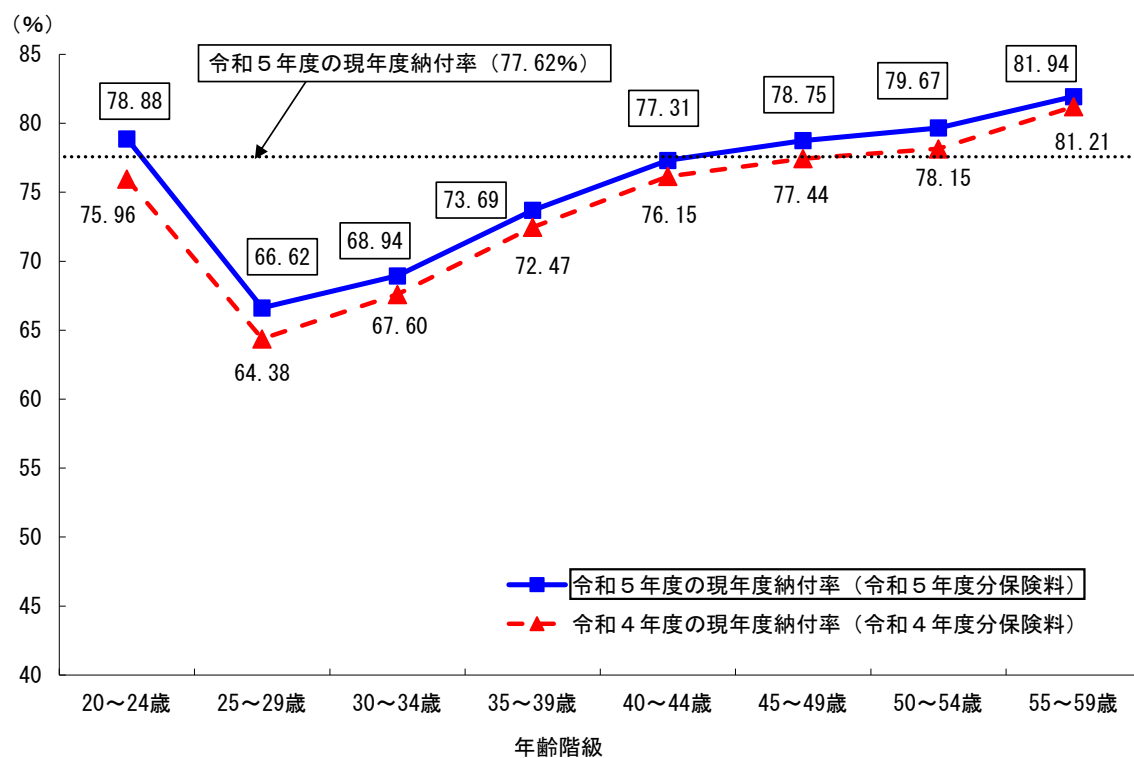
納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれていない。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度分の保険料として納付されたものを加えた納付率であるが、平成13年度分以前については把握していない。

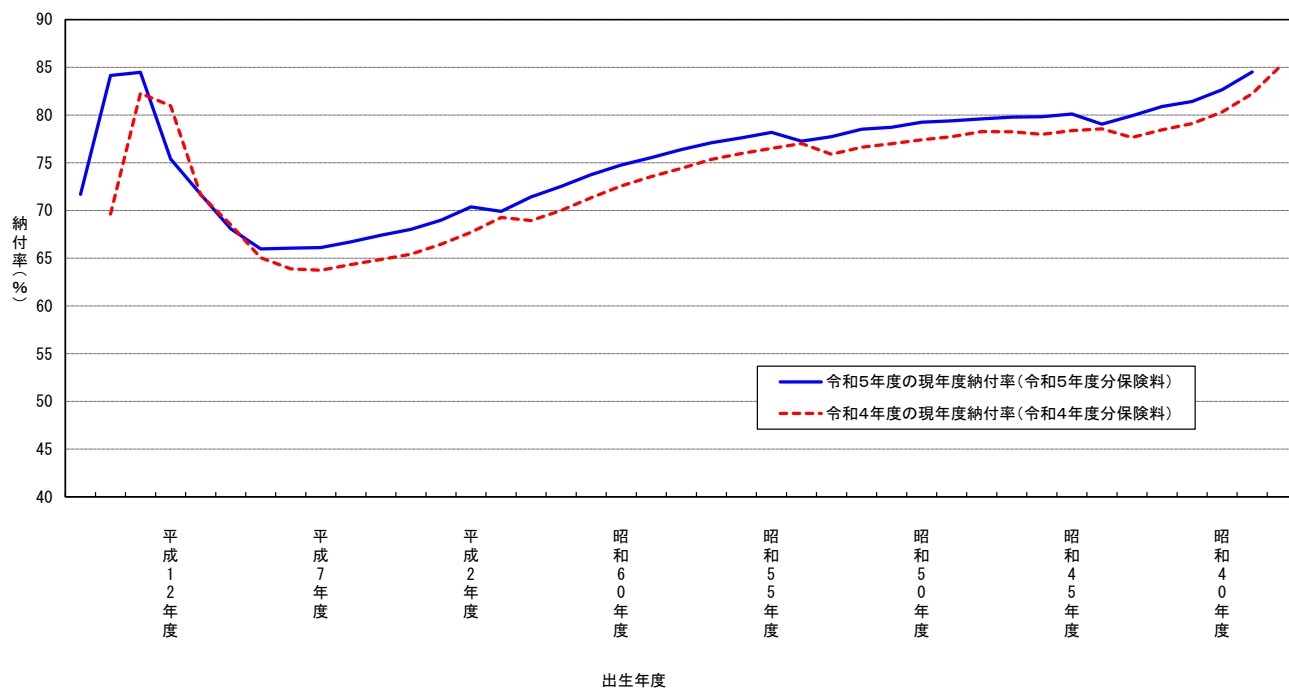
注3 令和5年度末現在における法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者、納付猶予者及び産前産後免除者の割合は、それぞれ10.6%、17.1%、11.7%、4.2%、0.1%となっている。

(2) 年齢階級別現年度納付率等

年齢階級別現年度納付率



出生年度別現年度納付率



2 現年度納付率の変化に係る分析

(1) 被保険者属性別の現年度納付率の変化

令和5年度の現年度納付率と令和4年度の現年度納付率の変化を被保険者属性別にみると、「両年度とも納付対象月がある者のうち、2年間引き続き第1号被保険者である者」の令和5年度の現年度納付率は80.61%となっており、令和4年度と比べて1.24ポイント上昇している。なお、「両年度とも納付対象月がある者」全体の令和5年度の現年度納付率は80.07%となっており、令和4年度と比べて1.93ポイント上昇している。

被保険者属性別の現年度納付率の変化

令和4年度の状況（納付率 76.07%）

4年度に1号資格喪失した者	4年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 87.13%（納付対象月数 149万月）	4年度のみ 納付対象月がある者
	その他4年度中に資格喪失した者 納付率 74.54%（納付対象月数 1,052万月）	
4年度は納付対象月があり、5年度は全額免除・猶予の者	5年度に申請全額免除者である者 納付率 25.55%（納付対象月数 149万月）	5年度のみ 納付対象月がある者 納付率 65.43% （納付対象月数 1,541万月）
	5年度に学生納付特例者である者等 納付率 29.41%（納付対象月数 191万月）	

令和5年度の状況（納付率 77.62%）

両年度とも納付対象月がある者 納付率 78.15% 〔納付対象月数 7,901万月〕	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 79.37%（納付対象月数 6,221万月）	両年度とも納付対象月がある者 納付率 80.07% 〔納付対象月数 7,801万月〕	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 80.61%（納付対象月数 6,183万月）
	5年度中に60歳に到達した者 納付率 86.73%（納付対象月数 276万月）		5年度中に60歳に到達した者 納付率 89.83%（納付対象月数 159万月）
	その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 71.02%（納付対象月数 1,404万月）		その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 76.74%（納付対象月数 1,460万月）
5年度のみ 納付対象月がある者 納付率 64.67% （納付対象月数 1,476万月）		5年度に新規資格取得した者	4年度に申請全額免除者であった者 納付率 50.43%（納付対象月数 219万月）
			4年度に学生納付特例者であった者等 納付率 57.52%（納付対象月数 178万月）
			20歳に到達した者 納付率 73.60%（納付対象月数 260万月）
			2号からの移行者等 納付率 69.66%（納付対象月数 594万月）
			3号からの移行者 納付率 82.34%（納付対象月数 115万月）
			その他 納付率 38.03%（納付対象月数 110万月）

(2) 現年度納付率の変化の影響度

令和5年度の現年度納付率と令和4年度の現年度納付率の変化 1.55 ポイントに対する被保険者属性別の影響度をみると、「両年度とも納付対象月がある者のうち、2年間引き続き第1号被保険者である者」による影響度が0.85 ポイントとなっている。なお、「両年度とも納付対象月がある者」全体の影響度は1.63 ポイントとなっている。

現年度納付率の変化に対する被保険者属性別影響度

				納付対象月数の変化による影響度 ①	納付率の変化による影響度 ②	影響度 ①+②
合 計				△ 0.23	1.78	1.55
被 保 険 者 属 性	令和4年度のみ 納付対象月がある者	4年度に1号資格喪失した者	4年度中に60歳に到達した者	△ 0.17	・	△ 0.17
			その他4年度中に資格喪失した者	0.17	・	0.17
		4年度は納付対象月があり、 5年度は全額免除・猶予の者	5年度に申請全額免除者である者	0.80	・	0.80
			5年度に学生納付特例者である者等	0.94	・	0.94
	両年度とも 納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者		0.02	0.83	0.85
		5年度中に60歳に到達した者		△ 0.13	0.05	△ 0.08
		その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等）		△ 0.04	0.90	0.85
	令和5年度のみ 納付対象月がある者	4年度は全額免除・猶予で、 5年度は納付対象月がある者	4年度に申請全額免除者であった者	△ 0.61	・	△ 0.61
			4年度に学生納付特例者であった者等	△ 0.36	・	△ 0.36
		5年度に新規資格取得した者	20歳に到達した者	△ 0.07	・	△ 0.07
			2号からの移行者等	△ 0.41	・	△ 0.41
			3号からの移行者	0.08	・	0.08
			その他	△ 0.45	・	△ 0.45

1.63

注 「影響度」は、被保険者属性別に、当該属性の納付対象月数の変化及び当該属性における納付率の変化が、令和5年度の現年度納付率と令和4年度の現年度納付率の変化（1.55ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。